

報 告 書

令和3年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の4課体制であるが、毎年度2課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行う。令和3年度は『家庭支援課』と『虐待対策課』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施
(令和4年2月7日)
- ③ 委員による評価・検証
(令和4年2月25日)

2 評価・検証結果

家庭支援課・虐待対策課 共通事項について

【現状】(人材確保及び職員増に伴う人材育成)

- ・児童福祉法改正に伴い、いずれの自治体においても児童福祉司・児童心理司の大幅な増員が行われつつあるため、優秀な人材の確保が課題となっている。また、新規採用者及び転課者が増える中、経験の浅い職員が半数以上を占めており、人材育成が喫緊の課題となっている。
- ・人材育成に当たっては、研修に様々な工夫を取り入れるほか、日々相談できる環境の整備や個々の職員に応じた課題の設定等、効果的な人材育成に取り組んでいるが、スーパーバイザーを担う職員の負担や時間外勤務が増えている。

【意見】

- ・人材確保を図るため、社会福祉士を希望する学生の実習生としての受け入れ、2～3日の希望者インターンシップ、学生向けの説明会の開催など努力されていることは評価できる。今後人材確保に向けた自治体間の競争が一層激しくなることが予想されるため、児童相談所で働く魅力や堺市の利点などを伝える、大学などに積極的に出向くなど、PRのあり方を一層工夫することが重要である。
- ・若い職員は自分が何を感じ取ったか、その親をどう評価するかについて深めていく力が弱い面がある。虐待の背後には予想できないことが隠れていることがあるので、それに対する想像力や共感などの「感性」を磨いていく必要がある。

【現状】（職員の心身の負担軽減）

- ・虐待事例の対応において、子どもの養育環境について保護者の意向に反する対応や指導を行うことも多く、職員の心理的負担が大きい。
- ・新型コロナウイルスの感染リスクもあり、職員の心身の負担軽減が課題となっており、引き続き職員が一人で抱え込まないように、職場環境の調整や定期的なストレスチェック、有効な研修や組織対応の在り方等について検討する必要がある。

【意見】

- ・休暇を取得せずに職員が頑張ってくれているから大丈夫ではなく、むしろ危険であるとの認識を持って、その職員が休んでも業務が回るような体制を作る必要がある。
- ・本市には乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設などの施設がないため、そのしわ寄せが職員の負担となり、児童福祉司や児童心理司が本来の役割以上のことを担っている側面がある。職員の負担や時間外勤務縮減のためにも、これらの施設の整備又は施設機能を確保することが喫緊の課題であり、早期の解決を切に望む。

家庭支援課について

【現状】

- ・令和3年度より、家庭支援課が三国ヶ丘庁舎（子ども相談所分室）へ移転したことにより、ケースを担当する児童福祉司との情報共有をタイムリーに行うことが難しくなっている。
- ・電話以外にも、ビデオ会議システムやICTツールを活用して連絡を取り合い、各職員が意識して共有すべき情報を言葉にして伝達し、行動に移す努力をしている。しかし、電話回線が塞がっていたり、お互いの動きが見えないため、タイミングよく打ち合わせができないといった課題がある。

【意見】

- ・児童相談所の虐待対応などは、様々な事案が起こるため、児童福祉司と児童心理司が離れた場所でそれぞれに業務を行うことはあり得ない話である。もっと機能を集約して、機動性を上げていかないと対応が追いつかなくなるので、家庭支援課が分室に移転したことで、業務遂行上、どのような問題が生じているのかきちんと整理し、子ども相談所として本来あるべき姿を長期的なビジョンとして示していくべき。

- ・ストレスフルな職場においては、表情を見たり、雑談を交わしたりすることが大事であり、お互いを支え合うという面での意思疎通を図ることは、オンラインではどうしても限界がある。同じ場所でお互い顔の見える関係性を保つことが不可欠であり、早急に検討すべき。

虐待対策課について

【現状】（一時保護等の理由の明確化）

- ・一時保護や施設入所等の措置を行う場合及び面会交流を制限する場合は、その理由を明確にして保護者等に説明し、理解を得られるよう努めている。
- ・今後、一時保護時の司法審査の導入が予定されている中、理由の明確化、保護者等に対するわかりやすい説明、面接スキル等、より一層の改善を図る必要がある。

【意見】

- ・子ども自身は日々発達しており、面会が制限されると子どものダメージは我々が思っている以上に大きいため、マニュアル整備に加えて、子どもの視点に立ち、児童福祉司や児童心理司がそれぞれの立場で見立てられるようスーパーバイズしていく必要がある。

【現状】〈区子育て支援課との連携〉

- ・堺市では区役所（子育て支援課）と子ども相談所が虐待の通告受理機関である。
- ・区役所で通告受理した際に、「高リスク事案と判断される」や「専門的な知見が必要である」との観点から、子ども相談所に対して区役所から相談があり、安全確認実施機関がどちらになるかの調整が難航する場合がある。
- ・要保護児童対策地域協議会に登録したケースの進行管理機関をどちらが担うかの決定に調整が必要となり、時間を要する場合があるため、円滑な連携に向けてルールが整理が必要である。

【意見】

- ・連携における原則をきちんと共有する必要があり、ルールについて明文化しておくべきである。

3. 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学人間福祉学部 教授 関西学院大学大学院人間福祉研究科 非常勤講師	部会長
加藤 曜子	流通科学大学人間社会学部 人間健康学科 教授	副部会長
石田 文三	いぶき法律事務所 弁護士	
郭 麗月	かく・にしかわ診療所 神経科医	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科兼救急部部長 医師	

○ 令和3年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和4年2月 7日（月）14時～16時
堺市役所高層館 20階第1特別会議室
- ・第2回 令和4年2月 25日（金）14時～16時
堺市役所本館地下1階多目的室